

茨城県の法人企業統計

県統計課

はじめに

たいと考えている。

I 調査の概要

(1) 調査対象法人

県内の全営利法人（合名会社、合資会社、株式会社、有限会社）を調査対象とし、その中から標本法人を選定した。

(2) 標本抽出の概要

調査対象法人のうち、県内に本社を有する法人（以下「県内法人」という）については本社を抽出単位とし、県外に本社を有する法人の支社、支店等（以下「県外法人」という）についてはその支社、支店等を抽出単位とした。

抽出率は、産業別、規模別に定めた。なお、規模区分は、県内法人は資本金、県外法人は従業員数によつた。平均抽出率は次のとおりである。

この報告は、茨城県法人企業統計の昭和40年度調査の結果と、同統計による昭和38年度以降40年度までの財務比率等の累年比較をとりまとめたものである。これは、従来、県民所得の補完調査として、県内に本社のある法人について、その損益計算及び剰余金処分の状況を調査してきたが、このたび、県民所得推計方式の全面的見直しにともない、法人企業の投資をは握する必要が生じたため、従来の調査を拡充して、調査項目に資産・負債及び資本に関する事項等を加え、さらに、調査対象として県外に本社のある法人の県内支店等を含めることにした。このようにして、調査結果の利用がかなり拡充されたので、一般の利用に供することにした。

しかし、この調査は、郵送調査であるため、回収率が低く、項目によっては、標本誤差が大きいから利用にあつては、注意が必要である。これらの問題点については、調査対象法人の協力を得ながら、漸次改善してゆき

産業別	全産業	農林業	水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業 小売業	金融業 保険業	不動産業	運輸業 通信業	電気ガス 水道業	サービス業
抽出率	1/5.1	1/1	1/1	1/1	1/3.7	1/5.2	1/11.4	1/1	1/1	1/3.7	1/1	1/3.5
規模別	全規模	県内法人						県外法人				
		計	200万円未満	200～500万円	500～1,000万円	1,000～5,000万円	5,000万円以上	計	30人未満	30～100人	100人以上	
抽出率	1/5.1	1/6.4	1/13.1	1/3.7	1/1.6	1/1	1/1	1/2.0	1/2.8	1/1.4	1/1	

(3) 調査対象期間

昭和40年4月1日から昭和41年3月31日までに決算期の到来した営業年度の確定決算計数等を調査した。従業員数は、上記期間中の平均人員である。

郵送による自計申告である。

(5) 結果の推計

調査票の回収率は46.1%であつた。なお、回収率は次表のとおりで、規模の大きい階層ほどよくなつている。

(4) 調査の方法

調査票回収率 (%)

全法人 (平均)	県内法人	200万円未満	200～500万円	500～1,000万円	1,000～5,000万円	5,000万円以上	県外法人	30人未満	30～100人	100人以上
46.1	44.7	35.	44.7	46.6	59.5	79.4	49.5	31.4	58.3	77.4

集計結果の拡大率 α_i は、産業および規模が同一の階層ごとに、次の算式により決定しこれを活動法人の集計値に乗じて推計値を算出した。

$$\alpha_i = \frac{i \text{階層調査法人数} - i \text{階層所在不明法人数}}{i \text{階層提出法人数}} \times \frac{1}{i \text{階層抽出率}}$$

(6) 調査項目

この調査の調査項目は、大蔵省令第59号「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年11月)に準拠して定めたが、費用その他の一部の項目については、この調査独自の用語、様式および作成方法を採用した。

なお、県外法人については、調査項目のうち資産・負債及び資本(棚卸資産および有形固定資産を除く)と損益計算及び剰余金処分状況は調査しなかつた。金融保険

業については、資産・負債及び資本（有形固定資産を除く）と損益計算状況（剰余金処分は調査）は調査しなかった。

(7) 調査結果利用上の注意

1. 結果表章上「県内法人」「県外法人」および「全法人」の区分をしてあるが、その内容は次のとおりである。

- (i) 県内法人 県内に本社のある法人の企業全体（県外にある支社・支店等も含む）についての計数
- (ii) 県外法人 県外に本社のある法人が県内にもつている支社・支店等についての計数
- (iii) 全法人 (i)のうち県外にある法人が県内にもつている支社・支店等についての計数と(ii)を合せた計数

2. 資産・負債及び資本に関する計数のうち38年度の計数は39年度調査の年度初の計数をあげたものである。

II 調査結果の概要

(1) 法人数とその分布

調査の対象となつた営利法人（昭昭40年度中に決算期の到来したもの）は8,852である。うち、県内法人（県内に本社のある法人）は7,769・県外法人（県外に本社のある法人の支社支店等、支社、支店等が2人以上ある場合は、主たる支社・支店等に一括）は1,083となつている。

法人の規模別分布は、表1のとおりである。まず、県

表1 法人の規模別分布

県内法人 (単位 社 %)

区分	資本金 総数	資本金規模別				
		200万円未満	200～500万円	500～1,000万円	1,000～5,000万円	5,000万円以上
全産業	(100.0) 7,769	(77.4) 6,011	(16.2) 1,256	(3.9) 305	(2.1) 163	(0.4) 34
うち製造業	(100.0) 2,129	(72.4) 1,542	(18.7) 398	(5.1) 109	(3.1) 66	(0.7) 14
卸売業 小売業	(100.0) 3,881	(83.6) 3,246	(11.9) 460	(3.0) 116	(1.4) 54	(0.1) 5

県外法人

区分	従業者数 総数	従業者数別		
		30人未満	30～100人	100人以上
全産業	(100.0) 1,083	(72.0) 780	(16.4) 178	(11.6) 125
うち製造業	(100.0) 524	(67.2) 352	(18.5) 97	(14.3) 75
卸売業 小売業	(100.0) 285	(91.9) 262	(6.0) 17	(2.1) 6

内法人を資本金規模別にみると、資本金500万円未満の法人は93.6%、500万円以上は6.4%となる。これを全国に比較すると、全国では500万円未満の法人は88.3%、500万円以上は11.7%であるから、本県のほうが小規模法人の比重が高い。なお、産業別では製造業(500万円以下

91.1%)よりも卸売業(同95.5%)の方が小規模法人の比率は高い。

県外法人は、従業者数(県内に2以上の支社、支店等がある場合は一括)で規模区分してあるが、従業者30人未満のものが72.0%、30人以上は28.0%となつている。なお、産業別では県内法人の場合と同じく、製造業(30人未満67.2%)よりも卸売小売業(同91.9%)の方が規模が小さい。

図1は、法人の産業別分布を示したものである。県内法人についてみると、卸売小売業50.0%、製造業27.0%、建設業6.9%の順となつており、卸売小売業と製造業の比重が高く、とくに卸売小売業は、全法人の半分を占

図1 法人の産業別分布

法人区分	運輸通信公益事業			建設業			製造業			卸売小売業		
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
全法人	7.4	6.2	5.4	7.4	6.2	5.4	29.4	46.8	29.4	46.8	29.4	
県内法人	6.9	6.4	5.7	6.9	6.4	5.7	27.0	50.0	27.0	50.0	27.0	
県外法人	11.0	4.5	4.8	11.0	4.5	4.8	47.7	23.7	47.7	23.7	47.7	

ている。これに対し、県外法人の場合は、卸売小売業23.7%、製造業47.7%、建設業11.0%となつており、製造業と卸売小売業の関係が県内法人とは反対になつている。また建設業の比率も大きい。

(2) 収益の状況

県内法人の売上高は4,253億円と推定される。これら売上原価と販売費及び一般管理費を控除し、営業外收支を調整して求められる当期純利益は73億円となる。なお、法人税等引当後の当期純利益は41億円である。

図2は、法人税控除前の純利益の資本金規模別と産業別の構成を示したものである。この図と前出の表1を

図2 純利益の構成(県内法人)

—40年度—

資本金規模別	500～1,000万円		1,000～5,000万円		5,000万円以上	
	%	%	%	%	%	%
200万円未満	25.5	27.8	11.5	15.5	19.7	19.7
産業別	卸売小売業 40.8%	製造業 25.6%	運輸通信業 15.1%	建設業 10.6%	製造業 10.6%	卸売小売業 10.6%

注) 純利益は法人控除税前のもの

較することにより、資本金500万円未満の階層は、従業者数では93.6%を占めるが、純利益のうえでは53.3%を占めるに過ぎないなど、当然のことながら、資本金500万円未満の法人は、従業者数に比べて利益の割合が小さくなるほど1法人当りの利益も大きくなつて

る。

表2 収益諸比率（県内法人）

年度	39	40	全国(40)
売上高営業利益率(%)	2.9	3.2	4.4
売上高純利益率(%)	1.5	1.7	2.3
固定資本営業利益率(%)	5.4	5.7	6.0
固定資本純利益率(%)	2.9	3.1	3.2
固定資本回転率(回)	1.88	1.78	1.36

純利益は法人税等控除前のもの

表2でみると、本県では、全国に比して総資本回転率は高い反面、収益率は低いようにみられる。しかし、これについては、以下諸指標も同様であるが、両者の資本金規模別、産業別等の構成のちがいが考慮して判断すべきである。なお40年は、39年のなかばから進行した不況で、40年の秋になってようやく底をついた不況の年である。表2の全国（40年）の諸比率は、最近10年の中でも上位に属する年となっている。

表3は、売上高に対する損益項目の比率をかかげたものである。このうち、営業損益および当期純損益の比率は、それぞれ表2の売上高営業利益率および売上高純利益率に相当する。この表から、本県では、全国に比較して販売費及び一般管理費の比重が高いようにみられる。

3) 付加価値および利益処分

県内法人がその活動を通じて新たに生み出した価値、すなわち付加価値（県民分配所得のうち県内法人の活動に負う部分といえる）は、40年度には77.9億円に達したと推定される。この付加価値は、法人の活動に関与した各生産要素に分配され、一部は租税公課となり、そして残金は社内留保となる。その内わけは、図3のとおりである。

図3 付加価値の構成（県内法人）

年度	従業員給料手当	租税公課				その他
		支払利息	割引料	↓	↓	
39年度	58.7%	14.5%	10.3%	4.4%	12.1%	
39年度	61.5%	12.7%	9.0%	3.4%	13.4%	
40年度	62.1%	11.7%	8.3%	3.2%	14.7%	
全国(40年度)	55.0%	18.0%	12.9%	4.2%	9.9%	

表3 損益項目の対売上高比率（県内法人）
—40年度—（単位%）

区分	40	全国(40)
売上高	100.0	100.0
売上原価	81.2	83.5
販売費 一般管理費	15.6	12.1
営業費計	96.8	95.6
営業損益	3.2	4.4
減価消却費	3.1	2.6
租税公課	0.8	1.1
営業外収益	2.5	2.1
支払利息 ・割引料	2.1	2.9
その他の 営業外費用	1.9	1.3
当期純損益	1.7	2.3

注) ただし、例えば人件費のなかには、県外の住民に支払われる部分も含まれるから、正確には、県民分配所得の一部とはいえない。また県民分配所得では、法人の活動は事業所主義（県内法人の県外事業所得を除き、県外法人の県内事業所の分を含む）は握ですることになっている等の事情が考慮されなければならない。

注) 本表の諸比率は売上高を100として算出したものである。この原価構成比率（売上高+固定資産振替高）を100としているとは一致しない。

図3から、付加価値に占める従業員給料手当（福利費を含むが、役員給料手当は含まない）の比重は40年度では62.1%と圧倒的に高く、金融費用である支払利息・割引料の11.7%と租税公課の8.3%がこれに次いでいることがわかる。しかし、同じ年度の全国従業員給料手当は55.0%であり、支払利息・割引料は18.0%租税公課は12.9%であることなど比較するとその構成にはかなりの差がみられる。なお、同年度の付加価値率（付加価値を売上高で割った値）は、本県は18.3%全県は16.3%となっている。

表4は、従業員1人当たりとして算出した売上高、付加価値および人件費を資本金規模別に示したものである。当然予想されるように、これらの数値はほぼ規模が大きくなるにしたがって大きい値を示している。なお、付加価値率(B/A)および付加価値に占める従業員給料手当の割合(C/B)には、資本規模の差にもとづく明確な傾向はみとめられない。これらの数値を全国（全規模平均）と比較すると、1人当たり売上高（全国比53.2%）、付加価値（同59.7%）、従業員給料手当（同67.5%）ともかなりの格差がみとめられる。また、付加価値率および付加価値中に占める従業員給料手当の割合は、いずれも本県の方が高率である。これについては、収益関連比率の項でも述べたように、本県と全国の間には、法人の規模別および産業別構成にかなりの差のあることに主因があるとみられる。

図4は、県内法人の利益処分の内わけを示したものである。これによると、配当の20.7%、賞与7.3%、税金43.6%、そして社内留保28.4%となっている。全国と比較すると、県内法人は配当の比率が低く、反面社内留保

表4 従業員1人当り売上高、付加価値
および人件費（県内法人）
— 40年度 —

区分	売上高		付加価値		従業員給料手当C		B/A	C/B
	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
全規模	2,752	504	313	18.3	62.1			
200万円未満	2,332	401	228	17.2	56.9			
200～500万円	2,712	537	360	19.8	67.0			
500～1,000万円	2,983	512	330	17.2	64.5			
1,000～5,000万円	3,427	559	366	16.3	65.5			
5,000万円以上	3,623	782	482	21.6	61.6			
全国(全規模)	5,176	844	464	16.3	55.0			

の比重が高くなっている。なお、これらの諸比率は、当年度の純利益（法人税込み）に対する利益処分額の比として求めてある。利益処分は、必ずしも当年度の純利益だけを源資としないから、当年度の純利益から処分額を控除した残額としての社内留保は、決算上の社内留保とは一致しないから注意する必要がある。

図4 利益処分の内わけ

— 40年度 —

賞与

区分	配当	%	税金	社内留保
県内法人	20.7%	7.3%	43.6%	28.4%
全国	31.7%	3.9%	44.2%	20.2%

注) 当年度の純利益に対する各処分額の比率を示す。社内留保は、当年度の純利益から、当年度の社外流出を差し引いた差額として算出した。

(4) 資産および資本構成

県内法人の資産および資本の構成において、いま、県内法人の企業間信用の資金事情をみるために2・3の指標を示したのが、表5および表6である。

表5によると、売掛債権回転率（売上/売掛金）は7.1回、買掛債務回転率（売上/買掛金）は5.9回で全国のそれぞれ5.3回および4.8回よりは回転率が高く、全国より企業間信用への依存度が低いように見える。しかし、売掛金の総資産に占める比率の25.2%および買掛金の総資本に占める比率の30.2%からみると、全国と同水準またはやや高めとなっている。なお、39年との比較でみると、どの指標も、企業間信用の減少を示している。

大蔵省所管の法人企業統計（全国）からも、売掛金および買掛金の総資産または総資本に占める比率は、本調査の加基調にあるが、これが33年、37年および40年に、つまり不況の年に低下したことがみとめられる。

表5 売掛債権買掛債務の回転率
および構成比率（県内法人）

区分	年度		
	39	40	全国(40)
売上/売掛金	6.5回	7.1回	5.3回
売上/買掛金	5.5回	5.9回	4.8回
売掛金/総資産	29.2%	25.2%	25.2%
買掛金/総資本	34.5%	30.2%	28.2%

表6 現金、予金の構成比および
手許流動性（県内法人）

(単位 %)

区分	年度		
	39	40	全国(40)
現金、予金/総資産	15.1	14.7	14.0
現金、予金/金融機関借入金	46.2	47.0	44.0
現金、予金/買掛金	43.6	48.7	48.5
手許流動性(現金、予金/売上高)	8.2	8.2	10.3

表6によつて法人企業の資金事情をみると、現金・予金の総資産に対する比率14.7%、金融機関借入金（短期と長期の計）に対する比率47.0%および買掛金に対する比率48.7%は、それぞれ全国よりもやや良好またはほぼ同水準になっているが、手許流動性（現金・予金/売上高）の8.2%は全国の10.3%より低くなっている。

資本の構成項目の中では、金融機関借入金（短期と長期の計）の比重がもつとも大きく31.3%となつて、これに次いで大きいのが買掛金（支払手形を含む）で、やはり30%をこえ30.2%と、両者で6割を上まわっている。これにその他の負債を加えると、他人資本（金融機関借入金と買掛金）は84.2%となり、自己資本はわずかに15.8%であることがみとめられる（表7）。自己資本比率は、全国調査の結果からみると、年々低下する傾向にあり、39年以降は20%を下まわっているが、40年の比率は19.9%で、県内法人の15.8%よりは高い。

自己資本比率を資本現金規模別にみると表8のとおりであるが、両者の間には明確な関係はみとめられ

かし、産業別の結果からは、製造業の方が卸売業よりやや高くなっている。なお、全国調査では、製造業の

自己資本比率は卸売小売業のそのの2倍以上になつてい

表7 資本の構成 (県内法人)

(単位 %)

年度	39	40	全 国 (40)
資 本	100.0	100.0	100.0
他人資本	86.4	84.2	81.0
買掛金 (含支払手形)	34.5	30.2	28.2
金融機関 短期借入金	24.2	22.3	18.3
金融機関 長期借入金	8.4	9.0	13.4
社 債 の 他	19.3	22.7	21.1
自 己 資 本	13.6	15.8	19.0
資 本 金	7.2	7.7	11.3
資 剩 余 本 金	1.1	1.8	1.6
利 剩 余 益 金	5.3	6.3	6.1

表8 資本金規模別にみた

自己資本比率 (県内法人)

— 40年度 —

(単位 %)

資本金	産 業	製 造 業	卸売小売業
全 規 模		16.2	15.0
200万円 未 満		10.5	18.0
200～ 500万円		10.9	15.0
500～1,000万円		25.5	17.2
1,000～5,000万円		21.4	9.1
5,000万円 以 上		18.6	11.1
全 国 (全規模)		23.1	10.7

注) 自己資本比率：自己資本/総資本

自己資本：資本金+資本剰余金+利益剰余金
ただし、利益剰余金は法人税控除後のもの。

利益剰余金は法人税等控除後のもの。38年度は、39年度調査の年度始の計数による。

統計臨時ニース

統計法施行20周年記念

懸賞論文の募集!

— 締切日 7月15日 —

全国統計協会連合会は、統計法施行20周年を記念して、つぎの要領で懸賞論文を募集します。

統計関係者はもとより一般の方々から多数の作品をお待ちしております。

1 課 題 「20年後の統計」

2 字 数 400字詰原稿用紙20枚以内 (付表付図は含まず)

3 賞 金 1等入選1点 (賞金5万円)

2等入選2点 (賞金壹万円)

3等入選3点 (賞金5千円)

4 締切日 昭和42年7月15日到着のもの

5 発表 「統計」9月号

6 著作権 (1) 入選作品の著作権は、主催者に帰属する。
(2) 応募作品は返却しない。

7 論文送付先 東京都千代田区永田町1の6の1
行政管理庁統計基準局内、財団法人全国統計協会連合会

8 その他

(1) 上位入選者 (1名) に対して、全国統計大会出席のための旅費 (実費) を支給します。

(2) 賞金の授与は、統計法施行20周年記念第18回全国統計大会 (10月25日広島市) の席上で行ないません。

(3) 封皮に必ず懸賞論文応募原稿と朱書して下さい。

(4) 住所・氏名・職業・勤務先 (住所・氏名・勤務先にふりがな) 性別・年令を原稿末尾に記入して下さい。